

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年3月

長野県高森町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1.【農業の現状と振興方針】

高森町は、長野県南部に位置し、天竜川沿いに広がる河岸段丘に展開されています。気候は温暖であるが、内陸的傾向を示すため寒暖の差が大きく、また、年間降水量は1,600ミリメートル前後と、あらゆる種類の農作物の栽培が可能な恵まれた立地条件により、地域の基幹産業として発展してきました。

この立地条件を生かし、河岸段丘の上段においては果樹が、中段では果樹や野菜が、また下段では米や野菜が、上段から下段全般に畜産というように、これらを主幹として農業生産が展開されてきました。近年では、経営の発展を図るために、振興作物（ブルーベリー、アスパラガス等）の導入や農業近代化施設（施設園芸ハウス等）の整備が行われています。

また、高森町の農業は商工業の発展に伴い町内総生産に占める割合は減少しているものの、町における基幹産業の一つとして地域経済の中でなお重要な位置を占めており、町土の均衡ある発展と美しい農村環境の保全のために果たす役割は一層重要なものとなっています。

しかし、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等様々な課題が生じており、このままの状況で推進すると、当町農業を担う人材の不足や生産力の低下などさらに進むことが懸念されています。

今後は、町の農業ビジョンを確立するため、研究・研修会を通じて町内農家の合意形成を図ると共に、関係機関等との連携・調整を図ります。これにより、町の基幹産業として将来像を確立し、農業者はもとより、広く町民全体に農業の有する多面的な機能や重要性についての理解の浸透を図ります。

併せて、地域の合意に基づき作成される地域農業のマスタートプラン（以下、「地域計画」という。）等により明確化された担い手経営体（中心となる経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、企業の経営体による企業的な農業経営が展開される力強い農業構造を構築すると共に、農業を担う人材の確保を推進します。

また、生産基盤の整備、農業の生産性の向上、消費者ニーズや流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興を図ると共に、自然の力を活かした環境農業や6次産業化の推進等により、農業経営の基盤強化を促進します。

さらに、農村生活環境の整備、農業と関連産業を基幹とする多様な地場産業の振興、都市との交流等を促進し、魅力ある農村社会の建設を推進します。

2.【農業構造の動向と課題】

高森町の農業構造については、近年において第一種兼業農家が減少し、第二種兼業農家に移行しています。また、農業従事者は年々高齢化しており、新規就農者の確保は一定程度進んでいるものの、未だ十分な水準には達していません。そのため、農業労働力不足や遊休農地の増加が懸念されています。さらに、農業後継者不足も深刻な問題となっています。特に、中山間地域である上段地帯や中段地帯の一部などを中心に、農業就業人口の高齢化及び減少、農産物価格の低迷、有害鳥獣被害等により、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあります。さらに、農業後継者の配偶者不足や農産物の価格低迷も課題となっています。

農業を魅力あるものとするために、近代化施設の充実や加工施設の設置、情報網の充実、生産性・収益性の向上に努めるとともに、農業経営者が経営の面白さや心の充実感を得ることのできる環境整備が重要であります。また、農業が環境や国土保全などに果たす様々な役割を科学的に捉えて重要性を認識し、施策に反映する地域ぐるみの活動が必要であり、地域計画等をもとに、交換と貸し借り等の流動化により担い手経営体に対する農地の集積や団地化を進め、遊休農地の有効活用に努めることが望まれます。

3.【効率的経営体の目標】

高森町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、地域の話し合いによって進める地域計画の策定を通じて、農業の中心を担う効率的経営体の育成や経営体を担う人材としての新規就農者の確保を目指します。具体的な経営の指標は、高森町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり 450 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

4.【農業経営基盤強化の施策展開】

（1）基本的誘導方向

当町の農業は、農家率、農業就業人口の割合、土地利用のいずれからみても町の基幹産業です。土地基盤整備をはじめとした構造改善事業を積極的に取り入れ省力化と経営の近代化を図ってきました。今後は、一層の農業振興を図るため、地域の特性を活かして、果樹・畜産・野菜・米を主幹作物として産地化を進め、南信州地域水田農業ビジョンの推進にあわせて、飼料作物、野菜、花卉を中心に導入を推進します。

さらに、力強い農業構造を構築するため、地域計画等の推進を通じて、担い手経営体に対する農地の利用集積を推進するとともに、地域農業を担う効率的経営体の育成を促進します。また、地域の課題を克服するため、農業法人の育成による農業の担い手の確保・育成を推進するとともに、県・JA等関係機関と連携した支援体制の充実を図り、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農促進に取り組みます。

加えて、農畜産物の高付加価値化を促進するため、6次産業化を推進するとともに、需要開拓や商品開発などを通じた地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図る観点から、地域の意向を踏まえつつ企業の参入促進を図ります。

合わせて、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施します。

（ア）構造再編の方向

効率的経営体の育成を促進するため、地域計画を基礎に、交換と貸し借り等の農地流動化により農地の集積や集団化を進め、果樹・野菜・畜産・花卉を主軸に育成を図ります。また、中核的農業経営者を代表とする農事組合法人等の設立を進め、農業の共同化、組織化を図ります。

しかし、当町において、これらが困難と判断される地域においては、集落の多様な農業者が参画して農作業等を補完する体制を整備し、農業生産を維持していく。また、高齢者に適した作目と栽培技術及び経営方式を研究し、団塊の世代を含めた退職者等の農業への積極的な参加を促します。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、農業の担い手の育成を図るため、学校教育や社会教育を通じ農業の必要性、農業の実態と良さなどを啓発し、若い担い手の育成に努めます。

（イ）構造再編の方法

高森町は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、営農支援センター（ゆうき）等が緊密な連携により、地域計画の策定を通じて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明

確にするため徹底した話し合いを促進します。

次に、農業経営の改善による望ましい農業経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握することにより、両者を適切に結びつけた利用貸借等を進めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的育成体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の策定等を通じた地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指します。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにします。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

さらに、農地賃借による経営規模拡大と併せて、農業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃借の促進と農業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営者の規模拡大に資するように努めます。また、併せて集約的な展開を助長するため、品種の改善による高収益化や作目の導入を推進します。

（ウ）生産組織の育成方向

営農調整・支援活動や営農集団の取り組みを通じ、各種施策を有効に活用して地域計画等により明確化された担い手経営体の育成に努めるものとします。具体的には、生産組織は、効率的な生産単位を構成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

（エ）認定農業者制度の位置付けと普及方針

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、高森町農業委員会、営農支援センター（ゆうき）等の支援により、地域計画等を通じ、農用地利用のこれら認定農業者への利用集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施するよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図ります。さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体の育成の観点から十分な検討を行います。

（２）部門別誘導方向

（ア）水 稲

南信州地域水田農業ビジョンの推進にあわせて、生産性の高い稲作経営を進めるため作付けから収穫までの共同作業（地域別共同育苗、作業受委託）・直播栽培による省力化、フレコン出荷の導入による集出荷の合理化、また、地帯別奨励品種（コシヒカリ、風さやか）の統一生産、減農薬・減化学肥料栽

培等こだわり米の推進による良質米の生産地としての定着と生産組織の育成を図ります。

(イ) 野 菜

重点作物（アスパラガス、いちご、ハウスきゅうり）の指定により逐次拡大されてきました。これらを基に産地として定着化、高品質、高収益を得られる作物の導入、土壌改良による土づくり、減農薬・減化学肥料栽培等を推進します。また、施設園芸の推進による作期と生産の拡大、育苗施設の利用による生産の合理化を図ります。さらに、市場の有利性の確保を図るため保鮮施設の有効活用に努めます。

(ウ) 果 樹

伊那谷の特性を活かした果樹栽培は、全町的に広がり、主幹作物であるなし、りんご、桃、市田柿を中心に多様化するニーズを受け多品目です。その一方で果樹生産の担い手の高齢化、兼業化の進展による労力不足が懸念されています。今後はうまい果物の里として、観光農業及び体験農業の推進、省力栽培技術（棚栽培）の導入、選果場の効率的活用による合理的な運営、畜産農家との連携による有機栽培及び減農薬・減化学肥料栽培の推進、担い手の育成、新品目（ブルーベリー、さくらんぼ等）の導入により夢のもてる果樹経営の推進に努めます。

(エ) 畜 産

近年における乳価の低迷、肉の輸入自由化等の影響を踏まえながら、受精卵移植等のバイオテク利用による魅力ある畜産経営を目指すとともに、自給飼料の生産コストの低減による経営の合理化、他部門との複合経営を推進し、耕種農家と共同した堆きゅう肥の有効利用と地力の増進及び粗飼料の確保を図ります。

(オ) 花卉・花木

若い農業後継者を中心にシクラメン、カーネーション等が生産され独自の出荷販売体制をとっています。また、新品目としての洋ラン・花木の栽培、女性による花卉栽培も進められています。生産体制の整備を図るうえからも組織の育成、育苗施設の合理化、生産技術の向上に努めます。

(カ) 菌 茸

えのき、ぶなしめじを中心に栽培されています。施設の近代化による増産と全量種菌センター利用による品質向上と安定生産を図ります。

5.【認定農業者等への経営指導体制の整備の方向】

高森町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行います。

なお、農業経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、現行計画の実践結果の点検・検証と新たな計画作成への支援を重点的にを行い、再認定の促進に努めます。

6.【新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成】

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

高森町の新規就農状況は、例年1～2人程度の安定した確保ができているが、全体の就農者数としては減少傾向にあるため、年間5人（50歳未満）の確保を目標とし、農業後継者の経営継承や新規参入者の就

農を促進します。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組みを進めます。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者１人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とします。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進します。

第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

１．【経営体の所得目標】

この指標は、現に高森町内で展開している優良事例を踏まえつつ、現時点において見込まれる標準的技術水準と現行価格水準に基づいて、主要な営農類型別指標を示したものです。個別経営体では、経営主である主たる農業従事者１人と家族従事者（補助的従事者１～２人）により効率的な農業経営規模を作成し、労働ピーク時の不足分は雇用により対応することになっている。家族労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、標準経営で概ね 600 万円（主たる農業従事者一人あたり 450 万円）を見込みます。

２．【経営指標】

別冊として掲げる営農類型別経営指標は農業の立地条件と経営の多様化により今後農業で生きようとするものの大部分が目標とすべき標準経営とします。なお、産地としての規模の拡大や地域の農業を今後とも維持していくためには、農地を守る担い手の育成確保が主要となることから、参考指標として兼業経営指標を提示します。

３．【生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等】

（１）生産方式

この経営指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農タイプの基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

（２）経営管理の方法

経営者の経営管理能力の向上とあわせて、複式簿記記帳の普及（パソコン活用）と青申等経営管理体制の確立を図り、規模の大型化可能な経営体から法人化を推進します。また、制度資金の活用による資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、共済制度、価格安定制度の活用により経営の安定性、安全性の向上を図ります。

（３）経営規模の態様等

経営規模の適正化、品種の組み合わせや段丘差活用の作型を分散等による合理的な労働配分、地域内の余剰労力を活用した補助労力の確保により他産業並の労働時間の実現を目指します。また、安全で快適な

労働環境の整備を進め、ヘルパー制度の活用、休日制、給料制、年金・保険制度の活用、福利施設の充実等により、近代的で魅力ある就農条件の整備を図ります。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1.【経営体の所得目標】

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものです。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経営的な負担が非常に大きいものがあります。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度します。

2.【生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等】

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を促進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(1,900~2,100時間)の実現を目指すものとします。

また、農業法人等に就農しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上と定めます。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1.【農業を担う者の確保及び育成の考え方】

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

加えて、高森町の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2. 【就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方】

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行います。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、営農支援センター（ゆうき）が主体となって、高森町、都道府県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化します。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3. 【市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有】

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、長野県農業公社、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

本町は、みなみ信州農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を（県農業経営・就農支援センターが指定する様式で）整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供します。

4. 【就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組】

本町は、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 【効率的経営の農用地集積シェアの目標】

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標は、将来地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度となります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
36%	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業等による農用地の面的集積の促進に努めます。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和16年度とします。

2.【農用地の利用関係の改善に関する事項】

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

高森町の農業は、温暖な気候、肥沃な河岸段丘、交通などの恵まれた立地条件を生かし、稲作、果樹、畜産、野菜、花卉など地帯別に発展してきました。また、農業構造改善事業の導入により、農業の機械化体制の整備、りんご、なし、柿等の果樹を中心とした、生産団地造成により、農業生産は大きく伸びました。また、天竜川沿いの河原地区においては、土地基盤整備が完了し、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んである。ただ、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後、中心的農業者等の更なる高齢化あるいは農産物の価格低迷などによって耕作放棄地が増加しており、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。したがって、その対策が急務となっており、農業後継者は少ないものの、意欲的農業者、Iターン農業者、農業生産法人などの育成も進んでおり、農業振興、農地の有効活用面からも農地集積の支援は重要です。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めます。

ア 下市田地域においては土地基盤の整備、機械化省力化経営等が進んでおり、将来的には農道整備、施設整備等により生産体制を確立します。

イ 牛牧、上市田地域においては農業改善事業により果樹園地帯が造成されており、将来的には主幹作物の産地化を図ります。

ウ 吉田、出原、大島山地区においては土地改良総合整備事業等の実施により、果樹地帯が造成され、水田等は減少しています。将来は、土地形状により、樹園地と水田の住み分けを図ります。

エ 山吹地区においては上段が樹園地となっており、地域の中央を流れる田沢川、天竜川に沿って水田が帯状に開かれています。農業構造改善事業を取り入れ、圃場整備、農地造成、近代化施設等を整備しており、将来はこれらを中心に大型機械化を促進し、農業の近代化を図ります。

今後は農業経営の規模拡大を図る担い手のほか、経営規模が比較的小さな兼業農家、自家農産物の生産を主とする自給的農家、高齢化等により増加している土地持ち非農家など農家の階層分化と多様化が進行し、総合的な農業生産力の衰退や生産規模の縮小が予想されます。

そのため、地域計画に基づき、担い手経営体への農地集積・集約を促進します。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用し、担い手への利用集積を進めます。また、高性能機械や新品種の導入などによる高生産性農業の実現を目指す。さらに、担い手だけでは受けきれない農地が出てくることも予想されるため、新規就農者の確保と育成を行います。具体的には、関係機関とともに以下の施策の実施を図ります。

- ア 地域計画に基づく担い手経営体への農地集積
- イ 新規就農者の確保と育成
- ウ 地域農業の構造改善
- エ 農用地の有効活用
- オ 産地体制の維持と強化
- カ 支援体制の確立と強化

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、高森町営農支援センターゆうき等を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、地域計画等により明確化された担い手経営体への農地の利用集積を促進します。

その際、高森町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高森町は、長野県が策定した「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、高森町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

高森町は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

- ① 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものします。以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 【第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項】

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である果樹の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課に設置します。

町は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用貸借等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2. 【農地中間管理事業の実施の促進に関する事項】

(1) 高森町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図ります。

(2) 高森町、高森町農業委員会、みなみ信州農業協同組合及び農地利用集積化団体は、農地中間管理機構である長野県農業開発公社が行う農地中間管理事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとします。

3. 【農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項】

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

高森町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落で、集落の一部も可）とするものとします。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとしま

す。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付24経営第564号)様式第4号の認定申請書を高森町に提出して、農用地利用規程について高森町の認定を受けることができます。

② 高森町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 高森町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用貸借等及び農作業の委託に関する事項

③ 高森町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請が

あった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用貸借等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用貸借等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用貸借等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 高森町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

② 高森町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、高森町営農支援センター（ゆうき）、南信州農業農村支援センター、高森町農業委員会、みなみ信州農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

４．【農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項】

（１）農作業の受委託の促進

高森町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置

との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

5.【農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項】

高森町は、効率的経営体を担う人材の育成を促進するため、新規就農者の確保目標を明確化し、農業協同組合、農業農村支援センター、農業委員会、営農支援センター（ゆうき）と連携して、新規就農者を確保するとともに、体系的な研修の実施、長野県農業担い手育成基金や制度資金の活用等を通じて、農業技術の向上や農用地の円滑な取得等の就農環境整備を図ります。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

6.【その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項】

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高森町は、1 から 6 までは掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 高森町では、認定農業者への経営相談、研修会等を実施します。

イ 高森町では、積極的な流動化推進会議及び地区会議を定期的に行い情報交換を行う中で、担い手の育成を推進します。

ウ 高森町では、共同利用施設整備を行い、農家ニーズに対応した定植苗の供給による品種の統一、面積集約、計画生産をし、生産農家の経営の安定を図ります。

エ 高森町では、ふん尿処理効率化の計画的な導入により、畜産環境を整備し、畜産振興を図ります。

オ 高森町では、生産活動強化を目的に施設、機械導入により、作業の効率化を図り、経営の安定と生産の向上に努めます。

カ 高森町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

高森町は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、営農支援センター（ゆうき）、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、営農支援センター（ゆうき）、土地改良区等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、高森町は、このような協力の推進に配慮します。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成22年6月3日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
3. この基本構想は、令和2年8月20日から施行する。
4. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
5. この基本構想は、令和7年3月28日から施行する。

1.標準的經營指標

No.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	果樹専作 (梨+市田柿)	170	幸水40、豊水40、南水40、市田柿50	1.0	1.5	4,500	8,655	
2	果樹専作 (桃+梨+市田柿+りんご)	145	あかつき25、南水25、豊水25、市田柿20、つがる10、ふじ20、シナスイート20	1.0	1.0	4,500	6,824	
3	果樹専作 (りんご+市田柿+ぶどう)	110	シナスイート40、ふじ10、市田柿30、巨峰無加温30	1.0	1.0	4,500	4,637	
4	果樹専作 (ぶどう+市田柿)	90	巨峰露地30、市田柿30、パール30	1.0	1.0	4,500	6,881	
5	りんご専作	160	つがる30、シナスイート30、ふじ30、シナゴールド40、秋映30	1.0	1.0	4,500	5,607	
6	果樹複合 (梨+りんご+アスパラ)	110	豊水20、シナスイート40、アスパラ50	1.0	1.0	4,500	4,708	
7	果樹複合 (りんご+水稲+市田柿)	190	つがる20、シナスイート40、ふじ40、シナゴールド40、水稲40、市田柿10	1.0	1.0	4,500	6,409	
8	きゅうり専作	60	半促成30、抑制30	1.0	1.5	4,500	8,081	
9	野菜複合 (施設きゅうり+桃+梨+水稲+市田柿)	155	半促成30、あかつき20、豊水25、南水20、水稲50、市田柿10	1.0	1.5	4,500	6,640	
10	野菜複合 (アスパラ+市田柿)	90	アスパラ50、市田柿40	1.0	1.0	4,500	5,560	
11	酪農複合 (乳牛+果樹)	230	乳牛20頭、あかつき40、市田柿50、川中島白桃40	1.0	2.5	4,500	14,353	
12	肉牛専業		出荷75頭	1.0	1.5	4,500	4,725	
13	ほんしめじ専作		ほんしめじ60万本*年3回転	1.0	17.0	4,500	5,400	
14	ばら専作	40	ばら40	1.0	2.0	4,500	5,240	(削除)
14	カーネーション専作	40	カーネーション40	1.0	3.0	4,500	4,980	
15	鉢物専作	80	シクラメン70、その他苗物10	1.0	3.0	4,500	4,584	

水稲：水田作業の協業化、作業受委託、大型・中型機械化作業体系、地帯別品種統一
 梨：全園草勢栽培、大・中SS、訪花昆虫利用
 桃：斜立仕立栽培
 りんご：無袋栽培、全園草勢栽培、大・中SS、訪花昆虫利用
 市田柿：開心型低樹高仕立、加工作業の機械化、乾燥施設の完備
 ぶどう：巨峰加温及び露地栽培
 きゅうり：施設（春・秋2作）、夏秋露地栽培
 アスパラガス：半促成長期どり作型、防除機の導入
 ほんしめじ：周年栽培（1作期105日年3回転）、機械化
 酪農：バンクリ、パイプライン、飼料作の受委託化、ET和牛の生産、堆きゅう肥の園芸農家への供給
 飼料畑1頭あたり5a
 肉牛：パイプハウス牛舎、ET黒毛和牛種及びF1肥育、肥育期間630日、出荷体重690kg
 糞尿オガコ吸着堆肥
 シンビジューム：栽培期間3年

3 農業経営指標(新規就農計画)

(単位:a、人、千円)

No.	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	果樹(りんご専作)	100	つがる30 シナノスイート20 ふじ50	1.0	1.0	2,500	4,816	
2	果樹複合 (りんご+ぶどう)	60	シナノスイート10、ふじ30 無核巨峰10、ナガノパープル 5、シャインマスカット5	1.0	1.0	2,500	2,573	
3	果樹複合 (りんご+もも+プル ン)	100	つがる20、シナノスイート20、 ふじ40、白鳳10、プルーン10	1.0	1.0	2,500	2,990	
4	果樹・野菜複合 (りんご+ミニトマト)	95	つがる20、シナノスイート30、 ふじ40、ミニトマト5	1.0	1.0	2,500	4,769	
5	野菜複合 (トマト+きゅうり)	55	トマト(雨よけ)15 きゅうり(半促成20→抑制 20)	1.0	1.0	2,500	6,593	
6	野菜複合 (ミニトマト、リーフレタス)	140	ミニトマト20、リーフレタス120	1.0	1.0	2,500	3,197	
7	野菜複合 (トマト+スッキーニ+ブ ロッコリー+ほうれんそ う)	70	トマト(雨よけ)20、スッキーニ 10、 ジュース用トマト20、ホウレンソウ (冬作)20	1.0	1.5	2,800	2,665	
8	野菜複合 (ミニトマト+きゅうり+ ほうれんそう)	65	ミニトマト15、きゅうり(半促成 20→抑制20)、 ホウレンソウ(冬作)10	1.0	1.5	2,500	7,120	
9	りんご+市田柿	90	つがる(新)40 シナノスイート(新)40 市田柿10	1.0	1.0	2,500	2,727	
10	きゅうり+ねぎ	35	きゅうり夏秋15 ねぎ20	1.0	1.0	2,500	3,671	
11	繁殖和牛	32頭	繁殖和牛32頭 ソルガム100、牧草100	1.0	1.0	4,700	8,064	